第1回西東京市立中原小学校及び 西東京市立ひばりが丘中学校 建替準備検討協議会 資料 平成24年5月25日 教育企画課企画調整係

西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会 設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校(以下これらを「中原小学校及びひばりが丘中学校」という。)の建替えについて、学校関係者から建替えに関する意見聴取を行い、建替え準備作業の円滑な実施に資するために設置する、西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会(以下「準備検討協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

準備検討協議会は、次の事項について協議し、その結果を西東京市教育委員会 教育長(以下「教育長」という。)に報告する。

- (1) 中原小学校及びひばりが丘中学校の建替えに関すること。
- (2) 中原小学校及びひばりが丘中学校の建替えに伴う検討事項の整理に関すること。
- (3) 中原小学校及びひばりが丘中学校の建替えについて、教育長が必要と認めること。

第3 構成

準備検討協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 中原小学校及びひばりが丘中学校の児童又は生徒の保護者 6人以内
- (2) 中原小学校及びひばりが丘中学校に設置する学校運営連絡協議会委員 2人
- (3) 中原小学校に設置する学校安全連絡会委員 1人
- (4) 中原小学校及びひばりが丘中学校の通学区域を担当地区とする民生・児童委員 2人以内
- (5) 中原小学校及びひばりが丘中学校の通学区域の青少年育成会の会員 2人以内
- (6) 中原小学校及びひばりが丘中学校の通学区域に設置されている認可保育園の 園児の保護者 3人以内
- (7) 中原小学校及びひばりが丘中学校の通学区域に設置されている幼稚園の園児 の保護者 2人以内
- (8) 中原小学校及びひばりが丘中学校の校長(以下「学校長」という。)
- (9) 教育部特命担当部長
- 2 前項各号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会長及び副会長

準備検討協議会に会長及び副会長を置き、会長は学校長のうちから教育長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、準備検討協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務 を代理する。

第5 会議

準備検討協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 準備検討協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。
- 3 会長は、準備検討協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への 出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

準備検討協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 準備検討協議会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、会長が認めるとき は、これを変更することができる。
- 3 その他準備検討協議会の会議の傍聴の手続等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7 部会

会長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長は、各部会員の互選による。
- 3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

第8 報償

教育長は、第3第1項第1号から第7号までに規定する委員に対し、日額2,000円の謝金を支払う。

第9 庶務

準備検討協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、準備検討協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。